

別表第1(第2条関係)

特定工場

1 条例第1条第5項に規定する特定施設に該当する施設のうちのばい煙に係る施設を設置する工場で、当該工場に設置されているすべてのばい煙に係る施設(使用を廃止されたもの、専ら他のばい煙に係る施設の使用が停止されている間に使用されるもの及び専ら非常時に用いられるものを除く。)を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり2キロリットル以上のもの

燃料の種類		燃料の量	重油の量 (単位 キロリットル)
原油		1キロリットル	0.95
軽油			
ナフサ		1トン	0.90
灯油			
石炭		1トン	0.61
コークス			0.79
木材・木くず			0.44
液化天然ガス			1.3
液化石油ガス			1.2
都市ガス	温度摂氏零度かつ圧力1気圧の状態(以下「標準状態」という。)に換算した1立方メートル当たり62.8メガジュールの発熱量を有するもの		標準状態に換算した1,000立方メートル
	標準状態に換算した1立方メートル当たり46メガジュールの発熱量を有するもの	1.22	
	標準状態に換算した1立方メートル当たり45メガジュールの発熱量を有するもの	1.19	
	標準状態に換算した1立方メートル当たり18.837225メガジュールの発熱量を有するもの	0.5	
その他の燃料		1キロリットル(固体燃料又は気体燃料にあつては、1トン)	当該燃料の量1キロリットル(固体燃料又は気体燃料にあつては、1トン)当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油(発熱量は1キロリットル当たり37,674.45メガジュールとする。)の量

2 条例第1条第5項に規定する特定施設に該当する施設のうちの汚水に係る施設を設置する工場で、当該工場から公共用水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が2,000立方メートル以上のもの